

用器
付枝

む事、四は死に似たり、六は無に似たり、無とは的に一つもあたらぬを云、元服の祝に切符の矢を贈らず、切るといふ事、男の祝に忌む也、○中 右何れも舊記に見たり、

〔門室有職抄〕引出物事

牛馬冬春ハ雖著衣、引出之時脱之引也、太刀、笛、琴體ハ必入袋乎、本ハ薄様檀紙等可裏物、枝ニ付時、以錦等裏之、非貴人外ハ、付枝儀無之、

〔享保集成絲綸錄 十九〕元祿二巳年八月

覺

一 獻上物之臺、上檜杉無用ニ仕、何木ニ而も用之、磨杯も輕くいたし、足は檜杉の外、何木成共仕、二重ぐり相止、ひきく可仕事、

一 獻上箱、肴之箱、其外獻上物入候箱、杉、檜ヲ相止、何木ニ而も丁寧に無之、透し、ゑよう無用に可仕

事、○中

一 獻上之外杉重檜臺令停止之、常々取かはし候は、塗重箱、可用之事、

一 常々取かわし候音物、かけ流しの臺無用に致し、籠を可用事、

一 常に取かわし候箱肴停止致し、輕く肴代に可仕、肴にて遣候は、籠を可用事、○中

右之通、來午正月ハ改之、可相守者也、

八月

元祿二巳年十月

申渡覺○中

一 常々取かわし候音物、鯨、甘子の類入候曲物、桶之事、

籠、雜木の箱、塗重箱、壺、此類を用可申事、